

懲戒処分について

北海道教育委員会
令和5年（2023年）4月27日付
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被 処 分 者	処分内容	事 案 の 概 要
1	オホーツク管内 高等学校 教 諭 男 性 （37歳）	停職1か月	令和4年6月上旬頃、部活動の大会参加前に、事実とは異なる宿泊費を記載した資料を学校に提出し、助成金33,600円を不正に受領した。また、当該助成金の精算に必要な宿泊代金の領収書について、宿泊先の職員に事実とは異なる内容で作成させて学校に提出し、学校が所在する自治体に補助金を交付させようとした。